

令和6年度

コミセン文化芸術公演支援事業

募集要項



申請期間 令和6年4月15日（月）から 5月17日（金）まで

お問い合わせ

三井金属あげおコミュニティセンター
（上尾市コミュニティセンター）

住所 〒362-0075 上尾市柏座 4-2-3

電話：048-775-0866 FAX：048-775-0868

三井金属あげおコミュニティセンター（上尾市コミュニティセンター）では、「コミセン文化芸術公演支援事業」（以下「本支援事業」という）を市民の皆様から募集します。

本支援事業は、市民の皆様が主人公となる芸術文化活動を、公益財団法人上尾市地域振興公社が共催支援していくものです。本支援事業の対象となる事業に対して、当社が共催することであげおコミュニティセンターホール施設使用料及び設備使用料を支援し、市民主体の事業が成功できるよう助言等のサポートを行うことで、将来の自立した活動を促すとともに、より多くの市民の皆様が文化芸術に関わり合い、上尾市の文化芸術活動を活発にすることを目的として取り組みます。皆様のご応募をお待ちしています。

対象となる事業

本支援事業は、次の要件を満たす文化芸術事業とします。

音楽、演劇、舞踊、映像、伝統芸能など、文化芸術のジャンルは問いません。

1. あげおコミュニティセンターホールで実施されること。
2. 令和6年8月1日から令和7年3月31日までに実施されること。
3. 上尾市の芸術文化活動の推進または振興を主たる目的としていること。
4. 事業の対象が特定の団体や個人ではなく、広く市民の鑑賞・発表・参加の機会提供が主たる目的の事業であること。
5. 事業の宣伝及び実施等を利用して、営利行為、宗教の布教、政治活動、第三者への寄付を行う事業ではないこと。
6. 事業を企画・運営・実施する団体または個人が次の要件をすべて満たすこと。
 - (1) 市内に主たる事務所または活動の拠点を有する者であること。
 - (2) 地方公共団体、または地方公共団体の主導により設立された公益法人等でないこと。
 - (3) 団体の意思を決定、執行する組織等が確立していること。
 - (4) 自ら明確な経理、監査する会計組織等を有すること。
 - (5) 暴力団及び暴力団の統制下にはない者で構成されていること。

支援内容

(1) 会場利用料の支援

本番に関するあげおコミュニティセンターホール施設利用料及び設備利用料を共催支援します。

施設・設備名	客席数（最大）
三井金属あげおコミュニティセンターホール 及び舞台設備	359 席

※1 本番当日以外の舞台リハーサルまたは前日仕込みは、いずれか1回までの支援とします。

※2 楽屋ほか上記以外の施設利用料・設備利用料については応募者の負担となります。

※3 準備、リハーサル、撤収の時間を考慮して会場を確保してください。

(2) 事業実施に向けた助言サポート

円滑な事業実施に向けて、助言等のサポートを行います。

※チラシ制作や宣伝の文言作成を代行することはいたしません（助言のみ）。

(3) 事業周知のための宣伝協力

市広報や市内公共施設を活用した宣伝を行います。

施設名・媒体名	宣伝内容
三井金属あげおコミュニティセンター	・施設内にポスター等の掲示 ・チラシを施設内ラックに設置 ・自主事業の来場者へのチラシ配布 ・あげおコミュニティセンター公式ホームページ、Xにイベント情報を掲載
上尾市内公共施設・ 公民館・図書館	・施設内掲示板にポスター等の掲示依頼 ・施設内ラックへのチラシ設置依頼
広報あげお	・イベント情報を掲載(1回のみ)

(4) チケット取り扱い

入場チケットの販売窓口をあげおコミュニティセンターで取り扱います。なお、あげおコミュニティセンターで販売した入場チケットの10%を、当社収入（チケット販売手数料）とさせていただきます。

(5) 公演当日の会場運営を補助

公演当日の会場運営の人員について、専門知識を持つスタッフを2名無償で手配します。

※会場運営には、受付2名、入場整理兼扉係2名、プレゼント受付、物販、アナウンスのスタッフ、駐車場係等、少なくとも6名が必要になります。必ず協力者を募るようお願いいたします。

申請方法

期間	令和6年4月15日(月)～5月17日(金)
必要書類	1. 申請書(様式第1号) 2. 事業計画書(様式第2号) 3. 収支予算書(様式第3号) 4. 団体構成員名簿(様式第4号)※団体の場合 5. 過去に公演等の活動実績があれば、そのチラシやプログラム、記録物(CDやDVD)、新聞記事等も併せて提出してください。 ※ 必要書類はあげおコミュニティセンターホームページからダウンロード可、またはあげおコミュニティセンター窓口でも配布しています。
提出方法	あげおコミュニティセンターまで、持参又は郵送(5月17日17時15分必着)にて必要書類を提出してください
その他	※提出された1～4の書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。5については返却します。 ※申請につき質問等ございましたら、あげおコミュニティセンターまでお問い合わせください。

選考及び決定

本支援事業は、選考のうえ決定します。

選考スケジュール	5月中 選定委員会 対象事業の決定 5月末～6月初 申請者に選考結果のみを文書で通知(予定)
選考事業数の上限	本支援事業は、最大で1事業までとします。
審査基準	事業内容 ・事業の対象が特定の団体や個人ではなく、広く住民の鑑賞・発表・参加の機会提供が主たる目的の事業であるか(公益性)。 ・支援事業としてふさわしい内容であるか。 実現性 ・事業計画及び予算計画が具体的かつ妥当であるか。 ・積極的な宣伝や広報に努めることができるか。 ・あげおコミュニティセンターとの打ち合わせに参加するほか、随時連絡を取って計画的に実施することができるか。 経費の適正さ ・収支計画が適正に行われる体制であるか。 ・会場利用料の共催支援が有効に活用される事業であるか。 事業効果 ・さらなる活動意欲の醸成や人材の育成が図られるか。 ・上尾市の芸術文化レベルの向上につながるものであるか。

本支援事業の応募者に行ってください

1. 事業実施に向けて、あげおコミュニティセンターが指定する打ち合わせ会に参加し、事業の進捗状況を報告してください。
2. 本支援事業のポスター、チラシ、プログラム、ホームページ、各紙記事、記録物等に、「令和6年度(公財)上尾市地域振興公社文化芸術公演支援事業」であることを記載してください。
3. 事業終了後、30日以内に下記の書類をあげおコミュニティセンターに郵送または直接窓口にて提出してください。
 - (1) 事業報告書（様式第5号）
 - (2) 収支決算書（様式第6号）
 - (3) 事業のチラシ、プログラム等の記録資料

収入、支出について

1. 入場料について

本支援事業は非営利の事業を対象としているため、総収入と総支出が同等になるような額を目安にするなど、本事業を利用して必要以上の利益が生じないように入場料を設定してください。想定以下の入場者数となり応募者に損失が発生した場合、当社はその責を負いません。

2. その他の収入について

活動のための団体構成員からの会費や次回開催に向けた積立金等については、本支援事業の収入とみなしませんので、報告は不要です。

3. 支出について

公益財団法人上尾市地域振興公社及びあげおコミュニティセンターが、事業に係る経費の立て替え等をすることはありません。

その他

1. 支援決定後、虚偽の報告など何らかの問題が疑われるもしくは発生した場合、支援を取り消す場合があります。
2. 支援決定後、必要に応じて追加書類を提出していただく場合がございます。
3. 演奏者がJASRAC（一般社団法人日本音楽著作権協会）管理曲を上演する場合は、JASRACへの使用手続きを必ず行ってください。なお、JASRAC管理曲以外の著作物の使用については、楽譜の使用も含み、申請者が権利者に対し正式な手続きを執り行うようにしてください。
4. その他、疑義等が生じた場合は、その都度話し合いにより解決します。